

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 「新設法人説明会」のご案内
- ◆ ほうじん「新春号」

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
1	17	火	新春講演会・会員交流会	18:00～20:45 於: ソラリア西鉄ホテル
1	24	火	広報委員会	11:00～12:00 於: 福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容	
1	18	水	租税教室(第12支部)	09:30～11:15 於: 若久小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
1	17	火	賀詞交歓会	～ 於:
1	18	水	役員会	11:00～12:00 於: 福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
1	27	金	役員会	11:00～12:00 於: 事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 1月10日 ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月～12月分を1月20日までに納付）
- 1月20日 ●年2回納付の特例適用者の源泉所得税の納付（7月～12月分）
- 1月31日 ●源泉徴収票の交付
- 支払調書の提出
- 固定資産税の償却資産に係る申告
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 給与支払報告書の提出

(II) 知らないと損する税情報

業務委託の税務

税理士 堤 一 博

最近の相談項目から、今回は業務委託にフォーカスして、お話しします。

そもそも「業務委託」は、委託者とその「業務」の一部を、外部の受託者に「委託」する契約を締結して、成果物や役務を受け取り、その対価を支払うことです。一般的には、「業務委託費」「外注費」「販売手数料」「支払手数料」「支払報酬」などの科目で経費処理されていることが多いようです。

法律的には、その契約内容によりますが、「請負契約」（民法第632条）と「委任契約」（民法第643条）に分けられるケースがほとんどです。

請負契約は、受託者が委託者にその契約に定めた成果を引き渡すことを目的とするものであるのに対し、委任契約は、法律行為の遂行を目的としています。または、法律行為以外の遂行であれば、「準委任」（民法第656条）となりますが、委任契約の類型であれば、成果の引渡を目的としないので、成果物に対する責任はありません。

契約自由の原則からどのような内容の契約を締結するかは当事者（委託者と受託者）の自由であり、民法の予定している典型契約にうまく適合しない場合が生じることがあります。このため、税務的には、契約書や請求書が必須といえます。

その法人と資本関係などが全くない独立した法人や個人事業者に業務委託する場合には、税務的に特に問題となるべきことはなく、通常、その支払金額は、法人税法上の損金となり、消費税法上の「課税取引」として仕入税額控除の対象となります。ただし、その業務委託先が個人事業者である場合には、所得税法第204条に規定する報酬・料金に該当する場合には、源泉徴収の必要がありますので、ご注意ください。

1. 業務委託費等と給与との区分

従業員給与は、雇用契約に基づく勤労の対価であって、請負契約あるいは委任契約である業務委託とは基本的に性質が異なります。外部の個人事業者に業務委託した場合、形式的には契約書や請求書があることに加えて、その契約内容を右記の4項目の基準を総合勘案して判断する必要があります（参照：消費税法基本通達1-1-1）。また、雇用契約では、勤務時間が定められているのが通例ですので、時間的拘束性の有無も判断基準となります。

給与と認定された場合には、消費税の仕入税額控除が否認され、源泉所得税の課税漏れを指摘されることになります。

委託者専属の個人事業者との業務委託の場合には、受託者が、委託者から独立し、かつ、自己の計算と危険負担で事業を行っていることを客観的に立証することが必要です。要は、委託者の従業員給与と変わらないのではないかと疑問を持たせないよう、契約書にその業務内容を詳細に記載し、その履行状況を明示する証拠書類をしっかりと保存するようにしましょう。

消費税基本通達 1-1-1 (個人事業者と給与所得者の区分)	雇用	業務委託
その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか	○	×
役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか	○	×
まだ引き渡しを了していない完成品が不可抗力のため滅失した場合においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか	○	×
役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか	○	×

2. 同族グループ会社への業務委託（経営指導料）

親会社の子会社から会社運営のコンサルティングを行ったとして経営指導料を受け取ることがありますが、これ自体の問題はありません。実務的に問題視されるのは、①経営指導の実態があるかどうか、②金額が妥当か、という2点です。その経営指導の内容を個別・具体的に明示した契約書を取り交わし、その金額の計算根拠として第三者に依頼した場合の金額との比較を事前に行ったうえで、その業務を履行した記録（例えば、実施日報など）を委託者に交付しておくくらいの努力は必要でしょう。

その実態が認められない業務委託費は、寄附金としての税務処理となると思われます。

3. 役員に対する業務委託

役員がその法人と業務委託契約を締結して、法人の事業に係る業務の一部を個人事業者として請負あるいは委任するようなケースについては、会社法には、これを禁止する条文はありません。会社法第356条の株主総会の承認があれば、法的には可能と言えます。しかしながら、税務的には、役員と法人とは経営についての委任関係にあり、役員は目的事業の実施及びその事業を実施するための管理業務を所掌するのであって、この範囲の業務に対する対価が役員報酬であると考えられているため、その業務委託は原則的には役員の業務の範囲内にあるとしています。そのため、業務委託の対価も役員報酬と認定されることとされます。

このため、ケースにもよりますが、法人において、役員に対して業務委託費を損金処理した場合、消費税では、その仕入税額控除が否認され、また、法人税では、定期同額給与を超える部分は損金不算入となり、さらに、所得税では、源泉所得税の徴収漏れとなります。また、個人においては、受け取った業務委託費の収入区分が事業所得から給与所得となり確定申告の再計算を余儀なくされることとなります。一般的には、役員への業務委託は、かなりリスクであるといえます。

ところで、役員への業務委託が税務的にはすべて役員報酬とすべきかとなると、私見ですが、ごく例外的には、業務委託として成立する余地があると考えています。そもそも事業所得とは、最高裁判例によると、自己の計算と危険負担により独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生じる所得であるとされています。その役員への業務委託に資格や特別の技能を必要とする等の専門性・特殊性があり、委託することに合理性があつて、その業務

委託の範囲が法人の事業に直接かかわるものではないと推察されるものであれば、税務的にも容認すべきではないかと考えています。それには、委託する業務の詳細な内容を契約書に記載して法人業務から独立した業務であることを立証し、かつ、その業務が確実に実施されたことを証明したうえで、金額の妥当性を明示することが必要です。

いずれにしても、個々の事情を入念に検討することが必須で、安易な業務委託費の計上は避けるべきであることは申すまでもありません。

駆け足ですが、業務委託についての税務上の視点をお話ししましたので、参考にしてください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	1	17(火)	18:00～20:45	本 部	新春講演会・会員交流会 (チラシは12月号に封入済)	ソラリア西鉄ホテル
	2	14(火)	13:30～16:30	本 部	新設法人説明会 (チラシは1月号に封入)	福岡ガーデンパレス
	3	13(月)	14:00～15:30	本 部	経営セミナー (チラシは2月号に封入予定)	ソラリア西鉄ホテル
		20(月)	15:00～16:30	本 部	決算事務説明会 (チラシは2月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス
	4	6(木)	9:30～16:00	本 部	新社会人セミナー(1回目) (チラシは2月号に封入予定)	アクロス福岡
		7(金)	〃	〃	〃 (2回目) 〃	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。